

友好都市協定締結10周年 記念植樹式を行いました

杉戸町と友好都市・福島県富岡町の協定締結10周年を記念した植樹が、10月21日(木)に富岡町「とみおかアーカイブ・ミュージアム」で、11月5日(金)に杉戸町「アグリパークゆめすぎと」で行われました。

富岡町では杉戸町の町木である「杉」を、杉戸町では富岡町の町木である「桜」をそれぞれ植樹しました。杉戸町で植樹された「桜」は平成30年6月30日に福島県農林種苗農業協同組合より提供を受け、杉戸町役場にて育成した「夜の森の桜」(ソメイヨシノ)です。

植樹に参加した両町長は、これまでの10年間を振り返るとともに、変わらない交流が今後も末永く続くこと、そして両町の更なる発展を願い植樹に臨んだと話されました。

友好都市協定を締結した平成22年11月3日にも、同じく「桜」が友好の証としてアグリパークゆめすぎとで植樹されました。富岡町は桜の名所として知られていますが、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故により、名所である全長2.2kmにもおよぶ桜並木の半分以上は、今もなお、立ち入りが規制されている帰還困難区域の中にあります。



▲富岡町「とみおかアーカイブ・ミュージアム」

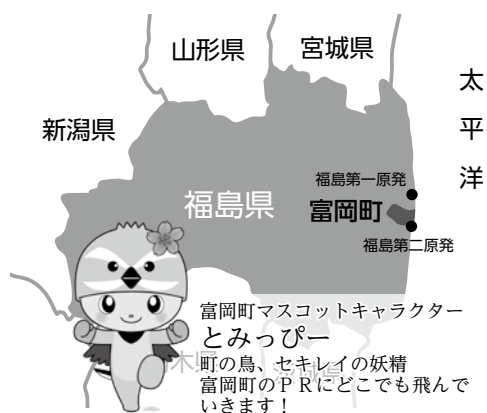


▲杉戸町「アグリパークゆめすぎと」
(※写真撮影時のみ、マスクを外しました。)

フレンドタウン 富岡掲示板



平成22年、杉戸町と富岡町は友好都市として協定を締結しました。現在、杉戸町では、平成22年11月3日に、富岡町では、平成22年11月3日に、友好都市協定を締結しました。



富岡町へのアクセス

- 常磐自動車道「常磐富岡IC」
- JR常磐線「富岡駅」または「夜ノ森駅」

今後の予定

現在も震災からの復興の最中である富岡町を勇気づけるため、友好都市10周年記念事業の一環として、今後、町内の公共施設等でも、桜の植樹を予定しています。

俳句

隠しごと一つも出来ぬ冬銀河 矢仲 勝
沖は群青空に流れる冬銀河 若林 和子
病み上がりそっと啜りし葛湯かな 岡 薫子
旅に出て鄙の宿より星銀河 小野 諄子
己の影の濃くなる秋を踏みにけり 浜名 勇
水割りに旅のみやげの酢橘かな 佐々木 史女
荒星のヒューと鳴くよな切なさか 相馬 治枝
秋の暮れ町内放送響くなり 富樫 ふみ子
終電の人は無言や冬銀河 駒田 美津子
渋柿を競ひつ剥きし姉思ふ 荻野 美智栄
里山のあれば渋柿かもしれぬ 鈴木 義雄
味見して今年の柿を配りけり 西松 洋子
舗装路に落ちし熟柿の潰れやう 二宮 孝子
際やかな田んぼアートや豊の秋 野坂 潭
にぎり飯畑に頬張る柿日和 毛利 維子
敬老日余興に和むホームかな 新田 雄悦

このコーナーは、公民館で活動する「光風会」「杉風会」による投句を掲載しています。

「杉戸町の生活と観光写真コンテスト」の 作品を募集します

応募・問合せ

〒345-0036 杉戸町杉戸1-10-21
杉戸町観光協会(杉戸町商工会内) ☎(32) 3719

応募作品 町内で撮影された未発表の作品。四季を通じ杉戸町の生活と観光に役立つ作品。
(例：自然風景、町民の生活、その他各種行事など)
※人物が入っている場合は、必ず本人の了承を得てください。

応募規格 ・A4または四つ切(ワイド四つ切不可)。
・パネル台紙貼り不可。
・合成写真、組み写真は不可。

応募料 1点1,000円、2点目から500円。高校生以下は無料。
(持参または郵便為替で作品とともに郵送)

応募方法 ハガキの大きさの用紙に下記項目を記入し、作品裏面に天地がわかるようにして、セロテープで貼ってください。糊付けは不可。
①氏名(フリガナ)、②郵便番号・住所、③電話番号、④作品名、⑤撮影場所

応募締切 1月20日(木)【必着】

応募資格 どなたでも応募可

審査発表 令和4年2月上旬
入賞作品を観光協会ホームページに掲載。

展覧会 応募した全作品は2月3日(木)～6日(日)まで「西公民館」に展示予定。

入賞・入選 入賞・入選作品(1人1点)に杉戸町推奨土産品を授与。

その他 入賞作品は観光協会の広報活動等に利用させていただくことがあります。応募作品は原則返却しませんが、展覧会最終日、作品搬出の時には返却できます。



▲令和2年度杉戸町町長賞「お出かけ」増田雅美さん



▲観光協会
ホームページ

年金生活者支援給付金の手続きはお済みですか？

問合せ

年金生活者支援給付金専用ダイヤル
☎0570 (05) 4092

年金生活者支援給付金は、令和元年10月からの消費税引き上げ分を活用し、老齢基礎年金など公的年金等を含めても所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される給付金です。

令和3年4月1日現在老齢・障害・遺族基礎年金を受給していて、新たに支給対象者になった方は令和3年10月分(令和3年12月支給分)から支給対象です。日本年金機構から請求手続きのご案内が9月に送付済みですので、手続きの案内が届いている方でまだ請求していない方は、**年金生活者支援給付金請求書(はがき)**に氏名等必要事項を記入し提出をしてください。

令和3年12月31日までに提出しないと遡って支給されませんので、ご注意ください。



給付金の受け
取りには請求が
必要です！

『年金生活者支援給付金専用ダイヤル』☎0570 (05) 4092 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京) ☎03 (5539) 2216

受付時間 月曜日 8時30分～19時 火～金曜日 8時30分～17時15分
第2土曜日 9時30分～16時

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に19時まで。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

・お問合せの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

・代理人(二親等以内)の方からお問合せいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

(注)間違い電話が発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

問合せ時の注意事項